

**鳥取県告示第93号**

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
真木 正規	東伯郡湯梨浜町大字宮内128	平成21年2月3日